

平 29.11.20
総 16 - 3

2017年11月20日

税制調査会会長
中里 実 様

税制調査会特別委員 神津 里季生
(日本労働組合総連合会)

意見書

税制調査会を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

＜働き方の多様化を踏まえた所得計算のあり方について＞

- 「雇用的自営」や副業で働く者の実情をみれば、労働者性があるにもかかわらず外形的に自営として扱われる者が現実に存在している。また、個人請負、委託、副業・兼業で働く者にかかる労働法や社会保険制度の適用関係が曖昧となっており、「働き方の多様化」の名のもとで、労働関係法令上の使用者責任や社会・労働保険料逃れなど労働者保護上問題となる行為が助長されることも懸念される。こうした働く者の状況を十分に踏まえ、税制の変更が、適切な保護を受けられない労働者を結果的に増加させることにつながらないよう留意する必要がある。
- 「所得計算上の控除」と「人的控除」の負担調整にあたっては、依然として存在する給与所得と他の所得との間における所得捕捉率の格差に鑑みれば、ＩＣＴの活用など更なる所得捕捉の適正化が不可欠であり、その着実な取り組みを進めていただきたい。

＜今後の検討に向けて＞

- 非正規労働者や低所得層が増加する中、所得再分配機能の強化に向けて、所得控除方式から税額控除方式への変更、低所得者への給付を含む就労促進型の給付付き税額控除の導入についても、検討を深めていくべきである。
併せて、社会保障制度の維持・強化を図りつつ、そのための安定財源の確保に向けて、所得税や相続税の累進性強化や、総合課税化を念頭に置いた金融所得課税の強化などについても議論を進める必要がある。

以上